

平成23年度 公の施設の指定管理者監査結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|---|
| 1 監査の種類 | 公の施設の指定管理者監査 |
| 2 監査対象 | 株式会社小学館集英社プロダクション（四日市市少年自然の家、四日市市水沢市民広場）
教育委員会社会教育課（指定管理に関する事務の所管所属） |
| 3 監査実施期間 | 平成24年2月9日 |
| 4 監査結果報告 | 平成24年3月30日 |

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【社会教育課】

<p>(1) 施設修繕費について 基本協定書では100万円以上の施設修繕費については、本市の負担となっているが、その費用負担が基本協定書どおりに実施されていない事例があった。1件あたりの修繕費の金額が大きいと予算額と決算額も大きく増減することが想定されるので、施設修繕費の負担区分について見直すこと。【是正事項】</p>	<p>【 検討中 】 平成24年6月27日 施設修繕費の負担区分については、現在財政経営課と調整を行いながら、指定管理者募集要項の見直しを進めています。</p>
	<p>【 措置済 】 平成24年9月14日 少年自然の家及び水沢市民広場の平成25年度以降の指定管理における施設修繕料について、負担区分については変更しないが、年度ごとに精算することとし、協定書に記載します。</p>
<p>(2) 貸与備品の管理について 貸与備品について、定期的の実査をし、適正な備品管理を行うこと。また、その実査記録（日時、立会者、数量など）を文書にして保存すること。【是正事項】</p>	<p>【 検討中 】 平成24年6月27日 少年自然の家については、平成23年12月に備品台帳と照合しました。今後については、適正な備品管理を行うため備品点検表を作成したので、これによって台帳との突合を実施し、記録に残していきます。</p>
	<p>【 措置済 】 平成25年1月23日 少年自然の家の貸与備品については、適正な備品管理を行うため備品点検表を作成しました。この点検表により、平成25年1月22日から23日にかけて実査を行い記録文書を作成しました。</p>

平成23年度 公の施設の指定管理者監査結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 監査の種類 | 公の施設の指定管理者監査 |
| 2 | 監査対象 | 株式会社小学館集英社プロダクション（四日市市少年自然の家、四日市市水沢市民広場）
教育委員会社会教育課（指定管理に関する事務の所管所属） |
| 3 | 監査実施期間 | 平成24年2月9日 |
| 4 | 監査結果報告 | 平成24年3月30日 |

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【社会教育課】

<p>(1) 利用者数の向上について 過去3年間の推移において、指定管理者として当法人に移行してから利用者が増加している。主催事業や開館日数の増加等が理由と考えられるが、どのような事業に学校や子どもたちのニーズや興味が合致したのか当法人から報告を受け、今後の運営に活かすよう努めること。 【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成24年10月 1日 平成22年度より5月から9月の繁忙期には月曜日・祝日も開館し、学校の自然教室や一般利用のニーズに応えたほか、主催事業については、山登り、キャンプ、スキーなど宿泊での自然体験にニーズが多かったことを、平成24年3月26日の最終調整会議及び事業実績報告書により確認した。平成24年度は少年自然の家が直営となり、施設の管理運営については業務委託となっているが、委託業者にこれらの情報を提供し協議するなど、今後の運営に活かす。</p>
<p>(2) 施設の修繕計画について 当施設は建築後20年以上を経過しており、施設の外観等をみると老朽化が見られる。自然観察や野外活動を楽しむ子どもたちが安全に活動できるよう施設の修繕計画を立て、点検補修を行うこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成24年10月 1日 少年自然の家の職員による施設設備の日常のチェックの結果及び業者に委託している保守点検業務の結果報告をもとに修繕計画を策定した。今後は、計画に基づいた点検補修を行うと同時に、計画自体についても随時更新を行っていく。</p>
<p>(3) 自然観察や野外活動について 当施設内には、ホタルやモリアオガエルなどの生態を観察できる貴重な自然や環境が残されているので、森林保全など自然環境に配慮すること。 また、自然観察や野外活動を通じて、子どもたちが自主性や主体性を培い、心豊かに成長できるよう活動内容の充実を図ること。 【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成24年10月 1日 自然環境への配慮については、少年自然の家の職員が中心となって常時行っている。また、自然観察等を通じ子どもたちが自主性や主体性を培い、成長できるような活動内容については、少年自然の家の敷地内にある「ふれあいの森」に親しむ内容の主催事業を実施し、展示物を工夫している。</p>
<p>(4) 指定管理者からの引継ぎについて 当法人による指定管理は平成23年度末をもって終了となるが、これまで以上に市民サービスが向上するよう、また、市民の施設利用に支障がないよう、当法人から施設の維持管理、安全管理など円滑な事務引継ぎに努めること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成24年5月 1日 平成24年度については、少年自然の家は直営となり、施設の管理運営については、平成23年度まで指定管理者であった(株)小学館集英社プロダクションに委託している。当法人の職員の入替はあったものの、大きな混乱はなく円滑に事務の引継ぎが行われた。</p>